

刑法（性犯罪規定）改正 解説動画



「何が問題となり、どう変わったのか」

刑法の性犯罪が改正され、2023年7月13日から施行されました。
これまでの刑法と何が違うのか？
そんな疑問を解決する解説動画を作成しました。

講師：寺町東子弁護士

弁護士（東京きぼう法律事務所）

一般社団法人Spring! 理事
NPO法人 性暴力救援センター（SARC）東京 協力弁護士
認定NPO法人 ヒューマンライツ・ナウ



時間 約80分

価格 1万円(税込み)

視聴方法：オンライン（インターネットに接続されている状態）で、
2024年4月まで、何度でも視聴することができます。

団体や機関で購入し、複数の方で視聴する様な形もご利用に
なれます。

購入申し込み・問い合わせ先：

エンパワメント・スクール： info@gbv-epschool.or.jp

折り返し担当者よりご連絡さしあげます。

販売者：エンパワメント・スクール

エンパワメント・スクールは、一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センターと、NPO法人全国女性シェルターネットが共同で運営している、DVや性暴力などの専門支援員養成講座です。

さらに詳しい講座や研修動画についての情報は、こちらのウェブサイトをご覧ください。

<https://www.gbv-epschool.or.jp/>

一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センター

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-11-1. 安田神保町マンション1-19



刑法の性犯罪規定が、2017年の110年ぶりの改正につづき、法制審議会の議論を経て、大幅な改正がなされ、2023年7月13日から施行されました。その中には子どもの性被害に関する重要な点や、また時代に合わせた性的な写真や動画の撮影や、そのデータの扱いに関する法律や、SNSなどを通じて出会い、子どもに会おうとする性犯罪などへの対応も含まれます。

現在起きている性暴力への対応として、いったい何が問題となっていて、どう法律が変わったのかについて、この刑法改正を目指す運動にずっと関わってこられた、寺町東子弁護士に解説していただきます。

この研修動画は、性暴力やハラスメントの相談を受ける相談員の方や、性暴力問題への関心をお持ちの市民の方、男女共同参画や人権問題の啓発や被害者支援に携わる行政や教育機関の方を対象として、作成しています。

今回の主な改正や法の新設のポイント

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」

不同意性交等罪・不同意わいせつ罪(改正)

16歳未満の者に対する面会要求等の罪(新設)

公訴時効期間の延長(改正)

聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則(新設)

↑

「強制性交等罪」が「不同意性交罪」になり、さまざまな状況下で、同意していないのに性的な行為を強制された場合に犯罪になります。

「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」

↑

撮影罪やその画像データの他者への提供・送信・保管などに関することです。